

空き家の解体＋空き家と土地の売買＋住宅建築で

最大50万円

を補助



(工事費の1/2補助。予算が無くなり次第、終了)

大月市 空き家解体に伴う跡地利活用事業 補助金

【対象者】※ ①～③のいずれかと、④に該当

- ① 市内に現存する空き家の所有者
- ② 空き家と敷地を取得した者
- ③ 不在者財産管理人・成年後見人等で公的機関の発行書類により、空き家を処分する権限を認められる者

- ④ 市税等の滞納がない者

※ 空き家の売主と買主が二親等以内の場合は、対象となりません。

【交付条件】※ 以下のいずれかを満たす解体

- ◆ ①が空き家を解体後、跡地を1年以内に売却し、新たな買主が1年以内に住宅建築の着工をする場合
- ◆ 売主から空き家と敷地を取得した②が空き家を1年以内に解体後、1年以内に住宅建築の着工をする場合

【対象の空き家】※ 以下の全てを満たすこと

- ◆ 戸建住宅、集合住宅、併用住宅
- ◆ 1年以上使用していない、所有者等が亡くなった後に使用していない等の空き家
- ◆ 居住床面積が75㎡以上（併用住宅については、居住部分の延べ床面積が2分の1以上、かつ、75㎡以上）
- ◆ 公共事業の補償の対象になっていない

